

# 令和7年度事業報告書

当年度は、4年間のコロナ禍後、2年目の交流事業を順調に実施し、国際間の人物交流が活発化してきたことを実感できた。海外活動支援事業については、受託事業の海外派遣日本語専門家等の派遣事務等に関しては、例年通りの事業規模となった。

以下、定款に沿って事業展開を報告する。

## 1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第4条 第1項 第1号の事業)

1985年創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している自主事業「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣は、小学校4年以上20歳未満の児童、生徒、学生（班によって異なる）を対象に訪問先での生徒や一般家庭での友情交流ならびに現地事情の国際研修を目的としており、今年度は第38回夏期・ブルネイ班ならびに春期・パラオ班、そして新規派遣先として春期・フィンランド班を組織し派遣した。

また、海外の団体等からの依頼による、人物交流・国際協力を目的とした訪日グループに対する日本紹介研修・日本語研修・視察等を提供する事業については、スウェーデン王国・トンバ高校の依頼を受け、第15回訪日研修の企画・実施運営を行った。

## 2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 (定款第4条 第1項 第2号の事業)

2006年10月より当協会内に設置している、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）中央事務局ならびに日本議員団事務局では、年間を通して海外加盟国ならびに日本議員団への事務連絡等を行った。例年、APPUが実施している年度総会については、2025年8月27日から29日に第53回総会および第87回理事会が台湾において実施され、日本議員団の参加に際し、渡航手続きや帰国後の報告書の作成を行った。

さらに、次回の第54回総会および第88回理事会は、2026年8月24日から26日に東京で実施されることとなり、中央事務局ならびに日本議員団事務局では必要な準備・事務作業を行っている。

一方、2006年4月よりロシア連邦・独立非営利法人との契約に基づき、当協会職員が同団体の日本センターに出向し、対日理解促進を図る事業は、日本政府の方針に沿って関連業務を行った。

なお、本件業務は外務省の方針による日本センターの廃止にともない、これまで20年間の当協会業務が終了した。

## 3. 行政機関等からの受託事業 (定款第4条 第1項 第1号の事業)

外務省の人物交流・企画招請事業については、前年度と当年度については、受託実施業務はなかつ

たものの、過去実施の人物交流等事業参加者と連絡を取り合い、独自の交流を続けている報告を受けている。

また、独立行政法人国際交流基金の令和7年度「日本語専門家等の派遣事業にかかわる事務業務」委託事業は、海外に赴く日本語専門家等、のべ計218名に対し、赴任・帰任、本邦・現地滞在中の諸手続き、さらに令和8年度に派遣予定の45名の登録ならびに赴任の手続きを行った。

#### 4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第4条、第1項第1号および第3号の事業)

訪日外国人に対する日本事情紹介講義や研修を実施しており、当年度は、各本邦所在の国際交流団体が実施している交流会等に参加し、質問を受ける形で日本事情や文化紹介を行った。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行った。

#### 5. 調査・収集事業 (定款第4条、第2項の事業)

海外の事業関連先等と連絡をとり、現状の把握や今後の交流事業の可能性につき、情報収集した。

#### 6. 広報紙の発行 (定款第4条、第4項の事業)

国際交流紙として、『the COMMUNICATOR』を毎月発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに、情報や意見聴取を行い、多様な繋がり形成を計った。

また、2019年6月に当協会設立50周年を記念し発行した、『the COMMUNICATOR』巻頭インタビュー記事60点を収録する『私と国際交流—インタビュー集』の販売促進、広報を行った。

以上